

動き出した—— 東弁内における 男女共同参画推進の取り組み



伊藤 和子

両性の平等に関する委員会委員長

1

両性の平等に関する委員会はいま、東弁内における男女共同参画の実現をめざして活動している。男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられ、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと」(同上)が求められている。政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように」との政府目標を設定した。しかし、一部企業や政府機関などの先進例はあるが、日本における女性の社会進出は総体としてまだまだである。「世界におけるジェンダー指数」で日本は58カ国中、38位にとどまっている(2005年世界経済フォーラム)。この点、弁護士会は、明らかに、男女共同参画が遅れた業界に位置する。

2

東京弁護士会の現状はどうか。弁護士会の政策決定プロセスの中心は男性が担っており、女性会長の例はない。女性副会長は過去に6名であり、委員会の委員長などの役職経験者も一握りである。さらには、昨今の弁護士人口増加により、女性修習生は就職難に苦しみ、就職差別すら存在する。男性弁護士と女性弁護士の平均収入には著しい格差がある。女性が中心になって活躍するどころか、希望をもっていきいきと働ける職業とは言えない現実がある。

3

こうした状況は人権擁護を旨とし、率先して女性の権利を擁護すべき弁護士会にとって望ましくない。弁護士・弁護士会こそが社会における性差別の是正のために活動し、男女共同参画の推進者となるべきであり、そのためにはまず「隗より始めよ」である。また、この問題は、人口の半数を占める女性の法的ニーズにどうこたえ、司法アクセスを確保するか、という司法改革の課題でもある。

今年の5月、日弁連は、定期総会で、日弁連における男女共同参画の実現をめざす決議を採択した。女性会員の政策・方針決定過程への参画の拡大などを目指し、男女共同参画推進本部が設置され、活動を開始している。

当会においても、会内で男女共同参画の推進を実現すべく、今年度中に男女共同参画基本要綱を確定し、来年には男女共同参画推進本部を会内に設置し、具体的な活動に踏み出したいと思う。実態調査を皮切りに、共同参画を妨げる要因は何か、それを解消するためどのような方策を講ずるか、具体的に検討し、計画をたてて推進していきたい。

男女共同参画を本当の意味で実現していくためには、男女問わず多くの会員に議論に参加いただき、会内合意を形成していくことが重要だと思う。将来を担う若手女性会員の声にもっと耳を傾けたい。一足早く男女共同参画の取り組みを開始した第二東京弁護士会では、執行部が先頭にたち、会員集会やシンポジウムなどを通じて、徹底した合意形成を行なった末に計画の立案に至ったという。当会でも、会員集会等様々な方法により、会内の議論を活性化させていきたいので、是非多くの方に積極的に議論に参加していただきたい。